

**■ 産業廃棄物の種類**

主な分類	概要
燃え殻	
汚泥	
廃油	
廃酸	
廃アルカリ	
廃プラスチック類	
紙くず	<p>ただし、以下の業種等の指定がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>・パルプ、紙又は紙加工品製造業</li> <li>・新聞業</li> <li>・出版業</li> <li>・製本業</li> <li>・印刷物加工業</li> </ul>
木くず	<p>ただし、以下の業種等の指定がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>・木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）</li> <li>・パルプ製造業</li> <li>・輸入木材の卸売業及び物品賃貸業</li> <li>・貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の荷付けのために使用した梱包用木材を含む）</li> </ul>
繊維くず	<p>ただし、以下の業種等の指定がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）</li> <li>・繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）</li> </ul>
動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場でとさつ又は解体した獣畜に係る固形状の不要物</li> <li>・食鳥処理場で食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物</li> </ul>
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
鋳さい	
がれき類	
動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る
動物の死体	畜産農業に係るものに限る
ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設又は産業廃棄物焼却施設において発生し、集じん施設によって集められたもの
廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）	上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記それぞれの産業廃棄物に該当しないもの